

長期優良住宅に係る認定申請手数料
(H12愛媛県手数料条例第3号)

R4.10.1改正

1. 当初計画の認定申請(法第5条第1項～第7項)

(1) 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない場合

① 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料【新築基準】 (単位:円)			
種別	戸数(N)	確認書等の交付を受けている場合(※1)	その他(左記以外)の場合
1戸建ての専用住宅	N=1	16,400	56,500
1戸建ての併用住宅	N=1	16,400	56,500
共同住宅等(※2)	2 ≤ N ≤ 5	31,100	133,100
	6 ≤ N ≤ 10	50,400	212,200
	11 ≤ N ≤ 25	91,500	424,900
	26 ≤ N ≤ 50	136,000	746,900
	51 ≤ N ≤ 100	209,300	1,282,300
	101 ≤ N ≤ 200	335,500	2,347,900
	201 ≤ N	417,300	3,342,400

(※1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(同条第3項に規定する確認書をいう。)又は住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)の交付を受けている場合。以下同じ。

(※2) 共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅。以下、同じ。

② 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料【増改築・既存基準】 (単位:円)			
種別	戸数(N)	確認書等の交付を受けている場合(※1)	その他(左記以外)の場合
1戸建ての専用住宅	N=1	22,300	82,400
1戸建ての併用住宅	N=1	22,300	82,400
共同住宅等(※2)	2 ≤ N ≤ 5	40,600	193,500
	6 ≤ N ≤ 10	66,800	309,600
	11 ≤ N ≤ 25	111,300	611,400
	26 ≤ N ≤ 50	178,500	1,094,900
	51 ≤ N ≤ 100	272,900	1,882,300
	101 ≤ N ≤ 200	463,900	3,482,500
	201 ≤ N	588,800	4,976,500

(2) 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合

上記1に、建築基準法の確認申請手数料と同額を加えた金額とする。

(建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、当該申請により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に要する手数料を加算する。)

2. 建築等計画等の変更申請(法第8条第1項)

(ただし、譲受人を決定した場合及び、管理者等が選任された場合に係るものを除く。)

① 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 【新築基準】 (単位:円)			
種別	戸数(N)	確認書等の交付を受けている場合(※1)	その他(左記以外)の場合
1戸建ての専用住宅	N=1	8,200	28,300
1戸建ての併用住宅	N=1	8,200	28,300
共同住宅等(※2)	2 ≤ N ≤ 5	15,600	66,600
	6 ≤ N ≤ 10	25,200	106,100
	11 ≤ N ≤ 25	45,800	212,500
	26 ≤ N ≤ 50	68,000	373,500
	51 ≤ N ≤ 100	104,700	641,200
	101 ≤ N ≤ 200	167,800	1,174,000
	201 ≤ N	208,700	1,671,200

(※1)住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(同条第3項に規定する確認書をいう。)又は住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)の交付を受けている場合。以下同じ。

(※2)共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅。以下、同じ。

② 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料【増改築・既存基準】 【増改築・既存基準】 (単位:円)			
種別	戸数(N)	確認書等の交付を受けている場合(※1)	その他(左記以外)の場合
1戸建ての専用住宅	N=1	11,200	41,200
1戸建ての併用住宅	N=1	11,200	41,200
共同住宅等(※2)	2 ≤ N ≤ 5	20,300	96,800
	6 ≤ N ≤ 10	33,400	154,800
	11 ≤ N ≤ 25	55,700	305,700
	26 ≤ N ≤ 50	89,300	547,500
	51 ≤ N ≤ 100	136,500	941,200
	101 ≤ N ≤ 200	232,000	1,741,300
	201 ≤ N	294,400	2,488,300

(2) 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合

上記1に、建築基準法の計画変更申請手数料と同額を加えた金額とする。

(建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、当該申請により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に要する手数料を加算する。)

3. 容積率の特例(法第18条)

建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

種別	手数料
容積率の特例許可申請手数料	182,000

4. 参考

次の事務については、現時点、手数料を定めていない。(無料)

法第9条関係 譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等
法第10条関係 地位の承継